

社会福祉法人浪江町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人浪江町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬を支給する。
- (2) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。ただし、派遣による常務理事の場合にはこれによらない。
- (3) 会長以外の非常勤役員等については、報酬を支給しない。ただし、別に定める規程により、費用弁償を支払うことができる。

(報酬等の算定方法)

第4条 会長及び常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 賞与については、別表2に定める額
 - (3) 常勤役員の扶養手当については、職員賃金規程第17条の規定に準ずる額
 - (4) 常勤役員の住居手当については、職員賃金規程第19条の規定に準ずる額
 - (5) 常勤役員の通勤手当については、職員賃金規程第20条の規定に準ずる額
- 2 会長が本会で招集する会議又は研修に出席したときは、旅費及び費用弁償は支給しない。
- 3 会長及び常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長及び常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員賃金規程第3条第2項に準じた日とする。
- (2) 賞与については、職員賃金規程第25条第1項に準じた日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 会長及び常勤役員等の報酬

会長	月額 120,000円
常務理事(常勤)	月額 270,000円

別表2 常勤役員等の賞与

6月の賞与	報酬月額×1.3か月分
12月の賞与	報酬月額×1.3か月分